

合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人長崎県木材組合連合会

平成18年 6月28日 作成

平成18年 7月 1日 公表

平成24年12月11日 改正

令和 6年 4月 1日 改正

第一 目的

本実施要領は、(一社)長崎県木材組合連合会(以下「県木連」という)が平成18年 6月28日に作成し、公表した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」、平成24年12月11日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下 合法性ガイドラインという)に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明及び林野庁が平成24年6月18日公表した 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下 発電用ガイドラインという)に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定は、県木連の会員を対象とし、会員以外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」(以下 認定申請書という)を、別記1-1で定める手数料とともに、所属する単位組合を通じて県木連に提出しなければならない。なお、手数料については、それぞれの証明毎に支払うこと。

第四 審査及びその結果の通知

1 単位組合は、提出された「認定申請書」の内容について予備審査を実施し、本

実施要領「第五 認定要件」に適合していれば県木連に別記6 予備審査表とあわせて進達するものとする。

- 2 県木連は、提出された「認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。必要がある場合は現地審査を実施する。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- 1 合法性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- 2 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

- 3 合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理帳簿等により把握できること。
- 4 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- 5 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木連は認定事業者に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業者は、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3及び3-1とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」により、合法木材及び発電用に供する木質バイオマスの証明の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、県木連に報告する。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材及び発電用に供する木質バイオマスの証明が取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

- 1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 県木連は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 事業者認定の継続

事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期限の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法木材等証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」別記1-1で定める手数料を添えて単位組合を経由して県木連に提出しなければならない。なお、手数料については、それぞれの証明毎に支払うこと。

- 付則
- | | | |
|---------------|----|-----------|
| この実施要領は、平成18年 | 8月 | 1日から施行する。 |
| この実施要領は、平成25年 | 1月 | 1日から施行する。 |
| この実施要領は、令和6年 | 4月 | 1日から施行する。 |

別記1（事業者認定申請書の様式）

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人長崎県木材組合連合会

会 長 様

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名： 印

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明及び発電に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び発電に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 実施する証明 合法性・持続可能性の証明
 発電に供する木質バイオマスの証明（○を付ける）
2. 創業年、従業員数： 年 人
3. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：（別添のとおり）
4. 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添のとおり）
5. 分別管理及び書類管理の方針：（別添のとおり）
6. その他（注）

注：その他には、資格（ISO, JAS等）を持っていれば記入して下さい。

長崎県木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録番号を記入して下さい。

長崎県 木種 号、長崎県 製種 号

別添 1

創業年、従業員数	年 人	
木材・木製品の主要品目及び 年間取扱数量	主要品目	年間取扱数量
		m ³
事業所の敷地・建物及び施設	敷 地	m ²
	建物（倉庫等）	棟 m ²
	土場	個所 m ²
分別管理及び書類管理の方針	別紙方針書のとおり	

分別管理及び書類管理方針書

令和 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人長崎県木材組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主行動規範」及び「発電利用に供するバイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木製品及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

第1 本方針書は、当社において売買する原木及び木製品の取扱にあたって適用する。

(分別管理責任者)

第2 分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。

2 分別管理責任者は、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもつて行うものとする。

(分別管理の実施)

第3 原木の入荷にあたっては、納品書等により合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるかそれ以外の木材であるかを確認する。

2 原木の保管にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように管理する。

3 出荷にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認のうえ、納品書に記載する。

4 保管にあたっては、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造した品とが混在しないように管理する。

(書類管理)

第4 分別管理責任者は、合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告をとりまとめる。

2 合法木材及び間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報を把握できるよう管理簿を備えて置き適切に記載すること。

3 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は5年間保管すること。

合法材認定にかかる経費

認定手数料

①合法・持続可能性の証明

書類審査のみの場合

1万円（単組の予備審査経費5千円を含む）

現地調査が必要な場合 実費

②発電用に供する木質バイオマスの証明

書類審査のみの場合

1万円（単組の予備審査経費5千円を含む）

現地調査が必要な場合 実費

別記1ア（事業者認定申請書（継続）の様式）

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

一般社団法人長崎県木材組合連合会

会 長 様

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名： 印

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明及び発電に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び発電に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 実施する証明（ ）合法性・持続可能性の証明
（ ）発電に供する木質バイオマスの証明（○を付ける）
2. 創業年、従業員数： 年 人
3. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：（別添のとおり）
4. 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添のとおり）
5. 分別管理及び書類管理の方針：（別添のとおり）
6. その他（注）

注：その他には、資格（ISO, JAS等）を持っていれば記入して下さい。

長崎県木材業者及び製材業者登録条例に基づく登録番号を記入して下さい。

長崎県 木種 号、長崎県 製種 号

別記2（事業者認定書の様式）

事業者認定書

令和 年 月 日

様

一般社団法人長崎県木材組合連合会

会長

年 月 日付けで申請がありました合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号

合法性・持続可能性の証明：

発電利用に供する木質バイオマスの証明：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期限：令和 年 月 日～令和 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

別記3（証明書の様式）

番 号
令和 年 月 日

木材・木製品の合法性証明書

様

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件は、合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

1. 樹 種：
2. 数 量：
3. その他必要事項

（注）

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ②丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ③取引上の単位（m³、本、kg、枚など）にて記述して下さい。

別記3—1（証明書の様式）

番 号
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

様

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

1. 全て「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
2. 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
3. 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

1. 樹 種：

2. 数 量：

3. その他必要事項

（注）

- ① 上記1～3の項目に○で明記すること。
- ② 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

別記4（合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告）

令和 年 月 日

一般社団法人長崎県木材組合連合会
会 長 様

事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名
団体認定番号

合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの
証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期 間	令和 年 4 月 1日～ 令和 年 3 月 31日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料） 入荷量 m3 製品出荷量 m3
3. 2のうち合法性ガイドラインに基づく 合法木材であると証明されたもの	原木（原料） 入荷量 m3 製品出荷量 m3
4. 2のうち発電用ガイドラインに基づく 間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料） 入荷量 m3 製品出荷量 m3
5. 2のうち発電用ガイドライン一般木質 バイオマスであると証明されたもの	原木（原料） 入荷量 m3 製品出荷量 m3

認定事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

様

（一社）長崎県木材組合連合会

会 長

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定
しましたが、合法性の証明に係る事業者認定要領第十の規定により、 年 月
日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

1. 団体認定番号 :
2. 事業者の名称 :
3. 代表者の氏名 :
4. 事業者の所在地 :
5. 取消の理由 :

別記6（予備審査表）

予 備 審 査 表

申請者	事業者の所在地	
	事業者の名称	
	代表者の氏名	

創業年 従業者数	昭和	年	人
取扱木材・木製品の主要品目	品目	年間取扱数量	m ³
事業所の敷地、建物・施設	敷地		m ²
	建物	棟	m ²
	土場	個所	m ²
分別管理及び書類管理方針	方針書の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
分別管理責任者の選任	選任の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
合法性の証明事業体として認可に対する意見等			
発電利用に供する木質バイオマス事業体として認可に対する意見等			

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書等を審査の結果、「合法性・持続可能性の証明及び発電用供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」「発電用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に沿った申請書であり、認定することは適当である。

令和 年 月 日

木材（業）組合長

印